

登録商標「極真」他商標権侵害差止等請求事件：東京地裁平成24(ワ)25506・平成26年12月4日（民47部）判決〈請求認容〉

### 【キーワード】

商標の類否，極真空手，商標法38条2項(被告の利益額＝原告の損害額・5%)

### 【主 文】

- 1 被告は，原告Aに対し，29万7240円及びうち8480円に対する平成24年2月11日から，うち3万8760円に対する平成24年10月28日から，うち25万円に対する平成25年5月1日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は，原告有限会社マス大山エンタープライズに対し，5万7400円及びうち2万6040円に対する平成24年2月11日から，うち3万1360円に対する平成24年10月28日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は，原告国際空手道連盟極真会館に対し，100万円及びこれに対する平成24年2月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 原告A及び原告有限会社マス大山エンタープライズのその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。
- 6 この判決は，第1項ないし第3項に限り，仮に執行することができる。

### 【事案の概要】

本件は，商標権を有する原告A（以下「原告A」という。大山喜久子）及び原告有限会社マス大山エンタープライズ（以下「原告会社」という。）が，それぞれ，被告Dが別紙被告標章目録1-1ないし4-4記載の標章（以下「被告標章」という。）を使用して空手を教授する道場を運営し，空手の興行たる大会を開催したことは商標権を侵害する行為であると主張して，被告に対し，不法行為に基づく損害賠償金の支払を求め，さらに，被告との契約により「極真」等の標章の使用を許諾した原告国際空手道連盟極真会館（以下「原告極真会館」という。）が，被告に対し，契約違反に基づく違約金の支払を求める事案である。

1 前提事実（以下の各事実については，当事者間に争いがなく，後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる。）

(1) 原告Aは，以下の商標権を有している。

ア 本件商標権1（以下これに係る登録商標を「本件商標1」という。）

出願年月日 平成16年10月15日

登録年月日 平成21年2月27日

登録番号 第5207705号  
指定商品・役務 第25類 被服, 空手衣  
第41類 空手の教授, 空手の興行の企画・運営又は開催

登録商標 別紙原告商標目録1記載のとおり

イ 本件商標権2 (以下これに係る登録商標を「**本件商標2**」という。)

出願年月日 平成16年10月15日

登録年月日 平成21年2月27日

登録番号 第5207706号

指定商品・役務 第25類 被服, 空手衣

第41類 空手の教授, 空手の興行の企画・運営又は開催

登録商標 別紙原告商標目録2記載のとおり

ウ 本件商標権3 (以下これに係る登録商標を「**本件商標3**」という。)

出願年月日 平成16年10月15日

登録年月日 平成21年12月4日

登録番号 第5284760号

指定商品・役務 第25類 被服, 空手衣

第41類 空手の教授, 空手の興行の企画・運営又は開催

登録商標 別紙原告商標目録3記載のとおり

(2) 原告会社は、以下の商標権 (以下「**本件商標権4**」といい、これに係る登録商標を「**本件商標4**」という。また、本件商標権1ないし4を併せて「**本件商標権**」といい、本件商標権に係る登録商標を併せて「**本件各商標**」という。) を有している。

出願年月日 平成15年7月17日

登録年月日 平成22年10月22日

登録番号 第5362507号

指定商品・役務 第41類 空手の教授, 空手の興行の企画・運営又は開催

登録商標 別紙原告商標目録4記載のとおり

(3) 原告極真会館は、原告Aが代表を務める権利能力なき社団である。原告Aは、平成6年4月26日に死亡したBの子であり、相続によりBの一切の権利義務を単独で承継した者である。

(4) 原告極真会館と被告は、平成16年2月29日、被告を国内本部直轄道場 (以下「**直轄道場**」という。) の責任者とする国内本部直轄道場規約書 (以下「**本件誓約書**」という。) を取り交わした。本件誓約書には、規約として、以下の記載がある。

ア 直轄道場は、各道場の名称として「**極真会館宗家 道場**」を表示、使用することとし、同名称以外の道場名の表示、使用を希望する場合には事前に書面による宗家 (本部) の許可を得なければならない (11条)。

イ 直轄道場は、「**B**」及びその略称、「**極真**」、「**極真会**」、「**極真会館**」、「**国際空手道連盟極真会館**」、「**極真マーク (観空マーク, 連盟マー**

ク、胸章等)」、その他「B」或いは「極真」に関わる商標、マーク、標識、ロゴ、スローガン、用語、及びBの氏名、写真、略称、略語等の「B」或いは「極真」を表象するマーク(以下「極真マーク等」という。)を宗家(本部)の許諾なしに無断で使用できないものとする(13条1項)。

ウ 直轄道場又は責任者がこの規約書に違反したときは、宗家(本部)は、100万円の違約金を徴することがあるものとする(18条)。

エ 本規約に基づく直轄道場の許可が期間満了又は取消しにより失効した場合、本規約により当該直轄道場に許諾された名称及び極真マーク等の使用権その他の権利は全て失効し、以後直轄道場は、極真に関わる名称及び極真マーク等を一切使用できなくなるものとする(20条)。

(5) 被告は、原告極真会館の石神井公園道場(以下被告が別途営む空手道場「South大泉道場」と併せて「被告道場」という。)として空手道場を営んでいたが、遅くとも平成22年4月に原告極真会館を退館し、本件誓約書を失効させた。被告は、その後、平成25年4月ころまで、業として、以下のとおり、被告標章を使用して被告道場を継続して営んでいた。

ア 空手の教授

① その教授を受ける者の利用に供する道着に別紙被告標章目録4-1記載の標章(以下「被告標章4-1」という。)を付し、

② ブロック塀に掲げた被告道場の看板に別紙被告標章目録3-1記載の標章(以下「被告標章3-1」という。)及び同目録4-2記載の標章(以下「被告標章4-2」という。)を付し、

③ 被告道場の入口扉の上に掲げた被告道場の看板に別紙被告標章目録3-2記載の標章(以下「被告標章3-2」という。)を付し、

④ 被告道場に別紙被告標章目録1-1記載の標章(以下「被告標章1-1」という。)を付した旗を掲示し、

⑤ 空手の教授に関する広告、価格表、取引書類に本件各商標又はこれに類似する商標を使用するために、被告標章1-1及び別紙被告標章目録3-3記載の標章(以下「被告標章3-3」という。)を付した封筒を所持し、

⑥ 被告が管理する被告道場ホームページのウェブサイト(「(URLは省略)」。以下「被告ホームページサイト」という。)に、別紙被告標章目録1-2記載の標章(以下「被告標章1-2」という。)、同目録2記載の標章(以下「被告標章2」という。)、同目録3-4記載の標章(以下「被告標章3-4」という。)及び被告標章4-1を付し、

⑦ 被告が管理する被告道場オフィシャルブログのウェブサイト(「(URLは省略)」。以下「被告ブログサイト」という。)に、被告標章3-3を付し

たものを用いて空手の教授を行った。

また、被告は、被告道場の看板に原告極真会館の名称を表示した印影を付し、Bが生前創作し空手の教授に際して使用した道場訓を記した稽古出席簿

を被告道場の道場生に発行し、被告道場（旗を含む。）、封筒及び大会用パンフレット並びに被告ホームページサイト、被告ブログサイトにてBの氏名、肖像写真やBが生前創作し空手の教授に際し使用した観空マーク、連盟マーク、道場訓及び標語等を使用していた（甲6の1ないし7の2、9、10、12、13）。

#### イ 空手の興行の企画、運営又は開催

(ア) 被告は、平成23年11月23日に東京都練馬区所在の光が丘体育館において「第一回空手道選手権東京大会」を開催するに際し、その大会用パンフレットに、被告標章1-1、3-3、3-4、4-1及び別紙被告標章目録4-3記載の標章（以下「被告標章4-3」という。）を付したものを頒布した。

(イ) 被告は、平成24年10月28日に東京都練馬区所在の光が丘体育館において「第二回空手道選手権東京大会」を開催するに際し、①大会用パンフレットに、被告標章3-3、3-4、4-1及び別紙被告標章目録4-4記載の標章（以下「被告標章4-4」という。）を付したものを頒布し、②大会用旗に被告標章1-1を付して使用し、③大会用賞状に、被告標章3-4及び「B」との名称を付したものを頒布した。

#### (6) 本件各商標と被告標章の対比

被告標章1-1及び被告標章1-2は、本件商標1に類似し、被告標章2は、本件商標2に類似し、被告標章3-1ないし被告標章3-4は、本件商標3に類似し、被告標章4-1ないし被告標章4-4は、本件商標4に類似する。

#### (7) 本件商標権の指定役務との対比

被告による空手の教授は、本件商標権の指定役務である第41類「空手の教授」に当たり、被告による「第一回空手道選手権東京大会」及び「第二回空手道選手権東京大会」の開催は、本件商標権の指定役務である第41類「空手の興行の企画・運営又は開催」に当たる。

#### (8) 原告らの請求

原告らは、平成24年2月10日、被告に対し、被告標章の使用差止め等及び損害賠償を求めた。

## 2 争点

- (1) 本件各商標の商標登録が商標登録の無効の審判により無効にされるべきものと認められるか（争点1）
- (2) 被告標章が普通名称又は慣用商標であり商標権の効力が及ばない商標に当たるか（争点2）
- (3) 原告らの本訴請求が権利の濫用に当たるか（争点3）
- (4) 本件誓約書による合意が合意解除された又は錯誤によるものであるか（争点4）
- (5) 原告Aの損害（争点5）

## (6) 原告会社の損害（争点6）

### 【判 断】

#### 1 争点1（本件各商標の商標登録が商標登録の無効の審判により無効にされるべきものと認められるか）について

被告は、本件各商標が、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標（商標法4条1項7号）又は他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標であって、不正の目的をもって使用をするもの（同項19号）に当たる旨主張するが、被告の主張する各事情のうち、国際空手道連盟極真会館がB死亡後に内部分裂したことや本件各商標が原告極真会館を含む内部分裂後の諸派全体を示すものとして需要者に認識されていることが認められるとしても、その余の事実を認めるに足りる証拠がないから、本件各商標の商標登録が無効にされるべきものとは認められない。そうであるから、被告の主張には理由がない。

#### 2 争点2（被告標章が普通名称又は慣用商標であり商標権の効力が及ばない商標に当たるか）について

被告は、被告が教授する空手流派は極真空手と表現する以外に表現のしようがないから、被告標章は普通名称又は慣用商標であり商標権の効力が及ばない旨主張するが、そもそも、極真空手は空手流派の一派なのであるから、本件商標権の指定商品・役務である第25類の「被服，空手衣」，第41類の「空手の教授，空手の興行の企画・運営又は開催」の普通名称又は慣用商標のいずれにも当たらないし、証拠（甲19，20）によれば、極真空手を修めた者が、本件各商標と類似しない標章を用いる例があることが認められる。そうであるから、被告の主張には理由がない。

#### 3 争点3（原告らの本訴請求が権利の濫用に当たるか）について

被告は、本件各商標は原告極真会館を含む内部分裂後の諸派全体を示すものとして需要者に認識されていることを前提に、被告が昭和57年から極真空手を実践し極真会館の周知性や著名性獲得に寄与してきたこと、B存命中から国際空手道連盟極真会館の支部長として活動してきた者から傘下の道場として認可、許諾を得ていることを理由として、原告らの本訴請求が権利の濫用に当たると主張する。

しかしながら、前提事実(4)記載のとおり、被告は、Bの死亡後（内部分裂後）の平成16年2月29日に、原告極真会館との間で本件誓約書を取り交わして、原告らから本件各商標の使用を許諾された者であるところ、前提事実(5)記載のとおり、被告は、平成22年4月ころに原告極真会館を退館して本件誓約書が失効した後も、なお本件各商標を使用していたというのであって、このような使用行為が原告らとの関係で違法性を欠いた正当な行為であるということとはできない。すなわち、本件全証拠によっても、被告が、B存命中から極真空手の周知性や著名性の形成にB等と共に寄与してきた団体内部の者であ

るとは認められないし、また、被告が原告極真会館と本件誓約書を取り交わした経緯や原告極真会館を退館した経緯等に関する証拠（甲27、乙1ないし3、16ないし18）を検討しても、原告らが被告に対し原告極真会館退館後に本件各商標を使用しないよう求めること等が権利の濫用に当たるとすることはできない。このような事実関係のもとにおいて、被告が原告極真会館退館後に別の極真会館の会派に所属している（乙15）としても、それだけでは原告らの本訴請求が権利の濫用には当たるとは認められない。そうであるから、被告の主張は理由がない。

#### 4 争点4（本件誓約書による合意が合意解除された又は錯誤によるものであるか）について

被告は、本件誓約書による合意が合意解除されたとか、錯誤によるものである旨主張するが、このことを認めるに足りる証拠はない。そうであるから、被告の主張は理由がない。

#### 5 争点5（原告Aの損害）について

##### (1) 商標法38条2項の適用について

被告は、被告標章を使用して入門者を誘引していたと認められるから、原告Aが本件商標権侵害と相当因果関係のある損害を受けたことが認められる。被告は、原告A自身は空手の教授等を行っていないから、商標法38条2項は適用されないなどと主張するが、同項の適用が認められるためには、原告Aにつき、被告の商標権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情が認められれば足りるというべきであり、原告Aは権利能力なき社団である原告極真会館の代表者として空手道場を運営していると認められるから、被告の商標権侵害行為がなかったならば原告Aが利益を得られたであろうという事情が認められ、同項の適用がある。

また、被告は、空手大会の参加者は被告道場及びその友好道場の道場生のみで一般参加者は存在しないから、商標法38条2項は適用されないなどとも主張するが、もともと、被告は被告標章を使用して入門生を誘引し、これに応じて入門した者や友好道場の道場生に対して被告標章を使用して大会への参加を誘引したと認められるから、空手大会における一般参加者が存在しなかったとしても、同項の適用がある。

##### (2) 被告が侵害行為により受けた利益について

ア 被告道場での空手の教授に係る侵害行為により受けた利益

被告が原告極真会館を退館した平成22年4月から被告標章の使用を中止した平成25年4月までの間に、被告道場での空手の教授によって得た被告の利益が500万円を下らないことについては、当事者間に争いがない。

しかしながら、空手の教授は、指導者の直接的対面的指導が必須であるという性質上、立地条件が重要な要素となる役務であり、また、周辺における他の空手道場の存否や教授方法等によっても売上げが左右されるというべきであるから、商標法38条2項の適用に当たっては、被告の利益のうちの一

部のみが本件各商標に起因するものとして原告の損害となると考えられる。  
本件についてこれを見るに、証拠（乙4ないし13、19ないし21、34の1ないし35）及び弁論の全趣旨によれば、被告道場の周辺には原告らの道場は存在しないこと、かつ、極真を名乗り需要者から極真空手を実践していると認識されている会派は原告らの他に複数存在するところ、そのうちの一派で原告らとの関係で本件各商標の違法使用者とは認められない可能性を十分に有するC派の極真空手道場が原告道場付近に複数存在することが認められるから、空手の教授という役務における立地条件の重要性に鑑みると、被告標章に誘引された被告道場の入門生についても、本件商標権侵害行為がなければ原告らの道場を選択したはずであるとの推定を覆す事情があるというべきである。そして、このような事情は、原告らとC派との間に訴訟等が係属しておらず、緩やかな協力関係にある（甲31）としても異なるものではない。そうであるから、本件各商標は、直接打撃制の武道空手を特徴とするBの創始した極真空手を想起させ、空手の教授を受けようとする需要者に対する顧客誘引力が大きいと考えることができるとしても、商標法38条2項の適用に当たっては、本件各商標の誘引力によって被告が得た利益については、その大部分は原告の損害と見ることができない事情があると言わざるを得ない。

そこで、以上の事情を総合考慮すると、被告の利益のうちの5%が原告Aの損害と認めるのが相当であり、そうであるから、25万円が原告Aが受けた損害の額になる。

イ 空手の興行の企画、運営又は開催に係る侵害行為により受けた利益

証拠（乙22）及び弁論の全趣旨によれば、第一回大会及び第二回大会の参加料はいずれも一人当たり7000円であると認められ、第一回大会につき130万2000円、第二回大会につき156万8000円の参加料収入があったと認められる。大会運営に係る経費については、別紙大会の経費額一覧記載のとおり、第一回大会が113万2303円、第二回大会が79万2775円とするのが相当と認める。そうすると、第一回大会開催による被告の利益は16万9697円であり、第二回大会開催による被告の利益は77万5225円である。

被告は、被告が開催した空手大会の参加者は被告道場の道場生及び友好道場の道場生のみで、一般参加者は存在しないから、被告標章の寄与率は全く存在しないか著しく低いなどと主張するが、被告は、被告標章を使用して入門生を誘引し、これに応じて入門した者や友好道場の道場生に対して被告標章を使用して大会への参加を誘引したものであり、空手大会開催に際して極真空手大会と銘打つことは大きな顧客誘引力を有すると考えられるから、被告標章の寄与がないとはいえない。

もともと、商標法38条2項の適用に当たっては、前記アと同様の事情を考慮すべきであり、一般参加者が存在しなかったと認められること（甲9、

24) をも考慮すると、被告の利益のうちの5%を原告Aの損害と認めるのが相当であり、そうであるから、第一回大会につき8480円、第二回大会につき3万8760円の合計4万7240円が原告Aの損害の額になる。

#### 6 争点6 (原告会社の損害) について

前記5(2)イ記載のとおり、第一回大会につき130万2000円、第二回大会につき156万8000円の参加料収入があったところ、前記5記載の各事情に加えて、本件商標4は相応の顧客誘引力を有すると考えられるものの、本件商標4のみの実施料率であることその他一切の事情を考慮すれば、使用料率は2%と認めるのが相当であるから、商標法38条3項により、第一回大会につき2万6040円、第二回大会につき3万1360円の合計5万7400円が原告会社の損害の額になる。

7 以上のとおりであって、原告Aの請求は、29万7240円及びうち8480円に対する不法行為の後である平成24年2月11日から、うち3万8760円に対する不法行為の日である平成24年10月28日から、うち25万円に対する不法行為の後である平成25年5月1日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、原告会社の請求は、5万7400円及びうち2万6040円に対する不法行為の後である平成24年2月11日から、うち3万1360円に対する不法行為の日である平成24年10月28日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、原告極真会館の請求は、全て理由がある。

よって、原告らの請求を上記の限度で認容し、その余は失当として棄却することとして、主文のとおり判決する。

#### 【論 説】

1. 本件において、原告は3人いる。

原告Aは平成6年に死去したBの子であり、相続によって、Bの一切の権利義務を単独で承継した者である。原告Aは、別紙商標目録に記載されているとおり、本件商標1乃至4の商標権者であり、第25類及び第41類に係る商品及び役務について商標権を有しているが、これらのうち本件商標1・2・3は平成16年10月15日出願、平成21年2月27日設定登録、本件商標4は平成15年7月17日、平成22年10月22日設定登録であり、いずれも父Bが死去した後には商標登録出願をし、商標権を取得したものであり、現在でも唯一の商標権者である。父Bの死後に起こった弟子たちによる名称の使用をめぐる紛争を治めるためには、その名称の独占使用の確認のためにも、非常に遅くなったけれども、商標登録をしたことは賢明であったであろう。

原告有限会社マス大山エンタープライズは、原告Aを代表者とする会社である。

原告国際空手道連盟極真会館は、原告Aが代表を務める権利能力なき社団で



ある。

2. 被告Dは、原告極真会館との間に平成16年2月29日、被告を国内本部直轄道場の責任者とする「契約書」を締結し、この契約書には、直轄道場としての各名称、商標、マーク等の使用に関する規定や規約金の定めや失効後の定めがあった。

3. ところが、被告Dは、原告極真会館の「石神井公園道場」として空手道場を営んでいたが、おそくとも平成22年4月には原告極真会館を退館して本件契約書を失効させた。被告Dは、前記直轄道場とは別に、空手道場「South大泉道場」を営み、平成25年4月頃までは業として被告標章を使用して被告道場を継続していたのである。（別紙1-1、4-4参照）

被告また、平成23年11月23日に東京都練馬区で、「第1回空手道選手権東京大会」を、平成24年10月28日に「第2回空手道選手権東京大会」を開催したのである。

4. 原告Aが商標登録していた範囲は、第25類の「被服、空手衣」という商品だけではなく、第41類の「空手の教授、空手の興行の企画・運営又は開催」という役務にも及んでいたことが、確実に勝訴につながったといえるのである。もし当時、第25類だけの商標登録であれば、空手興行や開催についても同様の標章を使用していたことに関する多量の証拠を提出することによって不正競争防止法2条1項1号又は2号の主張をしなけりばならなかつたであろうから、その作業量に比すれば、商標権を取得していた方が、どれほど安価で確実であったかがわかるであろう。

商標登録については、代理人弁理士から適切なアドバイスが出願時にあつたであろうが、それにしてはBの死後10年以上経つてからの出願であつたことを考えれば、もし被告Dがその事実にもっと早く気付いていて、被告商標を全部、Dにおいて出願して登録していたとしたら、大波乱が起つていたのであろう。

5. 裁判所は、争点として、(1)本件各商標の登録無効事由、(2)被告標章は普通名称、慣用商標として商標権の効力が及ばない、(3)原告らの本訴請求の権利の濫用、(4)本件契約書の合意解除は錯誤、について挙げているが、被告の主張に基づくこれらの争点は、全部理由がないと認定されて排除された。裁判所が認定判断したのは、原告Aの損害と原告会社の損害の2つについてであつたのである。

6. 原告Aが受けた損害額について裁判所は、商標法38条2項の規定を適用し、本件にあつては、被告の商標権侵害行為がなかつたならば、原告Aが利益を得たであろうという事情が認められる、と認定したのである。

ところが、實際上、被告が侵害行為によって受けた利益額の算定には、「空手の教授という役務における立地条件の重要性に鑑みると、被告標章に誘引された被告道場入門生についても、本件商標権侵害行為がなければ、原告らの道場を選択したはずであるとの推定を覆す事情があるというべきである。」と説示し、このような事情は、原告らとの間に訴訟等がない協力関係にあるとしても異なるものではないから、「法38条2項の適用に当たっては、本件各商標の誘引力によって被告が得た利益については、その大部分は原告の損害とみることができない事情があると言わざるを得ない。」と説示しているのである。

このような事情を総合考慮すると、被告の利益(500万円を下らないと認定)の5%が原告Aの損害と認めるのが相当であるからとして、25万円を原告Aが受けた損害額と認定したのである。

しかしながら、原告Aの商標権侵害によって蒙った損害額を被告利益の5%と認定した根拠は特に存在しないから、推定であろうが、そのような認定は裁判所において自由にできるだろうか？

一方、空手の興行・開催による侵害行為で受けた被告の利益のうちの5%が原告Aの損害と認めるのが相当とし、第1回・第2回の大会の合計額は、法38条2項の適用に当たって前記同様の事情を考慮すると、47,240円と算定したのである。しかし、確実な証拠があつてのことではない。


7. 次に、原告会社が受けた損害額については、使用対象となるのは本件商標4だけであり、「相応の顧客吸引力を有すると考えられる」としても、使用料率は2%と認めるのが相当であるとし、2回分の合計57,400円を原告会社の損害額と認定したのである。しかし、これも特に根拠のある数字ではない。





8. なお、登録商標「**新極真会**」については、登録無効審決取消請求事件において、本HPのG-89で紹介している。この事件は、登録商標「新極真会」の審決が知財高裁で取消され、特許庁に差戻された結果、登録無効の審決がなされた事案である。

[牛木 理一]

(別紙)

被告標章目錄

1-1	
1-2	極真
2	極真カラテ
3-1	
3-2	
3-3	極真會館
3-4	極真会館

4 - 1	
4 - 2	
4 - 3	
4 - 4	

(別紙)

原告商標目録

1	<p>極 真 KYOKUSIN</p>
2	<p>極 真 空 手 KYOKUSIN KARATE</p>
3	<p>極 真 会 館 KYOKUSINKAIKAN</p>
4	

(別紙)

大会の経費額一覧

1 第一回大会の経費

原告の主張	証拠(乙25の 枝番)	認定金額	説明
366,000	30	366,000	大会パンフレット作成費用
39,520	2	39,520	試合備品代
88,040	3	88,040	試合備品代
200	4	200	駐車場代
21,108	5	21,108	表彰品代
200	6	200	駐車場代
300	7	300	駐車場代
52,050	8	52,050	ゼッケン代
1,810	9	1,810	郵便代
262,500	10	262,500	試合場用マットレンタル代
1,625	11	1,625	茶菓子代
100,240	12	100,240	表彰品代
2,520	13	2,520	事務用品代
5,568	14	5,568	飲料代(当日配布用)
798	15	798	試合備品代
1,155	16	1,155	事務用品代
13,200	17	13,200	会場使用料
84,000	18	84,000	表彰品代

44,000	19	44,000	会場使用料
2,000	20	2,000	会場使用料
2,100	21	2,100	駐車場代
400	22	400	乙25の24に係る駐車場代
32,199	23	32,199	大会終了後の参加道場関係者との懇親会費
6,250	24	6,250	当日スタッフ飲食代
2,490	25	2,490	整骨院への贈答品代
760	26	760	書籍代(大会掲載雑誌)
35,487	27	0	運営スタッフの慰労会費用との主張であるが、乙25の23,24と重複し、日付からしても大会開催のための経費とは認められない。
1,270	28	1,270	備品配送料
3,254	29	0	試合備品代との主張であるが明細不明で日付の記載もなく関連性を認めるに足りない。
1,171,044		1,132,303	

## 2 第二回大会の経費

原告の主張	証拠(乙26の 枝番)	認定金額	説明
600	1	600	駐車場代
800	2	800	郵便代
6,030	3	6,030	運営スタッフ飲食代
35,000	4	35,000	来賓宿泊費
135,835	5	135,835	表彰品代
244,060	6	244,060	試合備品
99	7	99	大会事務用品代
300	8	300	駐車場代
300	9	300	駐車場代
2,520	10	2,520	事務用品代
277	11	277	事務用品代
794	12	794	事務用品代
300,000	18	300,000	空手ステージ代
4,560	14	4,560	御礼状等郵便代
8,082	15	0	試合備品代との主張であるが、明細不明で日付の表記もなく関連性を認めるに足りない。
13,200	16	13,200	施設使用料
48,400	17	48,400	施設使用料
800,857		792,775	